



学校いじめ防止等基本計画

令和2年6月

舞鶴工業高等専門学校

舞鶴工業高等専門学校 学校いじめ防止等基本計画

1. 目的

いじめは、それを受けた学生の人間としての尊厳を侵害する行為であり、最悪の場合にはその生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの認識を持ち、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめが確認された場合には迅速かつ組織的に問題の解決に取り組みます。

本校では、国の基本方針及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインに則り、舞鶴工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な計画（「学校いじめ防止プログラム」（別冊1）及び「早期発見・事案対処マニュアル」（別冊2））を策定しました。

2. 基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめの禁止

学生は、いかなる理由があろうとも、いじめと見なされる行為を行ってはならない。

③ 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、学生が互いを尊重し認め合う人間関係の構築を目指し、いじめの未然防止に努めなければならない。また早期発見に努め、いじめ行為が認められた場合もしくは疑われる場合には、学校生活上の案件においては学生主事を中心に学級担任、教科担当者等が、学寮での案件は寮務主事を中心に関係教職員が、保健室や学生相談による案件については学生相談室長を中心として相談室員等が、迅速かつ組織的にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

3. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめ対策委員会は、学校いじめ防止等基本計画（「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処マニュアル」）が適切に機能しているかをPDCAサイクル（別紙）による点検・評価を行い、必要に応じて見直すものとする。

<いじめ対策委員会>

委員長：校長

副委員長：学生主事

委員：寮務主事、学生相談室長、修学支援室長、学生副主事、寮務副主事、学生課長
本校の教職員以外の者で、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者のうち、校長が委嘱する者（例：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等）、その他校長が必要と認めた者

※事案により柔軟に編成します。

4. いじめ未然防止のための取り組み

- ① 「学校いじめ防止プログラム」を策定し、実行する。
- ② 年間の学校教育活動及び寮生活活動等を通じた道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等を通じて、いじめ防止や人権教育の充実等とともに、自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成するための指導を行い、人権意識、道徳的実践力の育成を図る。
- ③ 「いじめ防止週間」を設定し、いじめ防止等の教職員、学生向けの研修を年1回以上企画・実施する。
- ④ インターネット等の電子メディアを通じて行われるいじめに対する対策を講じる。
- ⑤ 保護者や後援会、地域の関係機関とともに、学校だけに止まらない対策を推進する。
- ⑥ 学校いじめ防止等基本計画の周知を図り、共通理解を得る。
- ⑦ 学生の自主的取り組みを推進する。

5. いじめの早期発見に向けた取り組み

- ① 教職員は学生を観察し、教職員間相互の情報交換に努め、学校内、学寮内での状況を把握するよう努める。
- ② 学生に対する年間4回以上の定期的なアンケート調査や個人面談を通じ、学生の生活実態等について把握する。
- ③ 学生相談室について、学生に継続的に周知し、学生自身からの相談などを通して、いじめの早期発見に努める。
- ④ 担任による個人面談や保護者面談を通して、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ 学外の専門家と連携を図って校内の相談体制を整備するとともに、学校以外の相談窓口等についての周知広報を継続的に行なう。

6. いじめへの対処に関する取り組み

- ① 教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかに止めさせることを最優先とする。いじめと疑われる行為がある場合は、早い段階から介入する。
- ② 教職員が学生や保護者からいじめの相談や訴えを受けた場合は、真摯な対応を行う。いじめを受けた学生や通報者の安全を確保する。
- ③ いじめを発見、いじめの通報を受けた教職員は速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、同委員会は組織的に事実確認等を行い、結果を高専機構本部に報告（確認後24時間以内）する。
- ④ 事情聴取にあたっては、複数の教職員で実施し、事実確認のみであり、プライバシーの侵害がないようにする。調査を通じ、迅速かつ正確に事実関係を把握するとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。
- ⑤ いじめを行ったとされる学生から事情聴取を行い、いじめが確認された場合、学校はいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、学外の公的機関等の連携による措置も含め毅然とした対応を行う。保護者へ正確な情報を確実に伝え、継続的な助言を行う。
- ⑥ いじめを受けた学生へは、心のケアや授業等における柔軟な対応等を行い、いじめから守る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。保護者へ正確な情報を確実に伝え、今後の対応等について情報共有を行う。
- ⑦ いじめが解消したと見られる場合（少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合をいう。）でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ⑧ インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。必要

に応じ、学外の公的機関等と連携する。

7. 取り組みの評価・検証

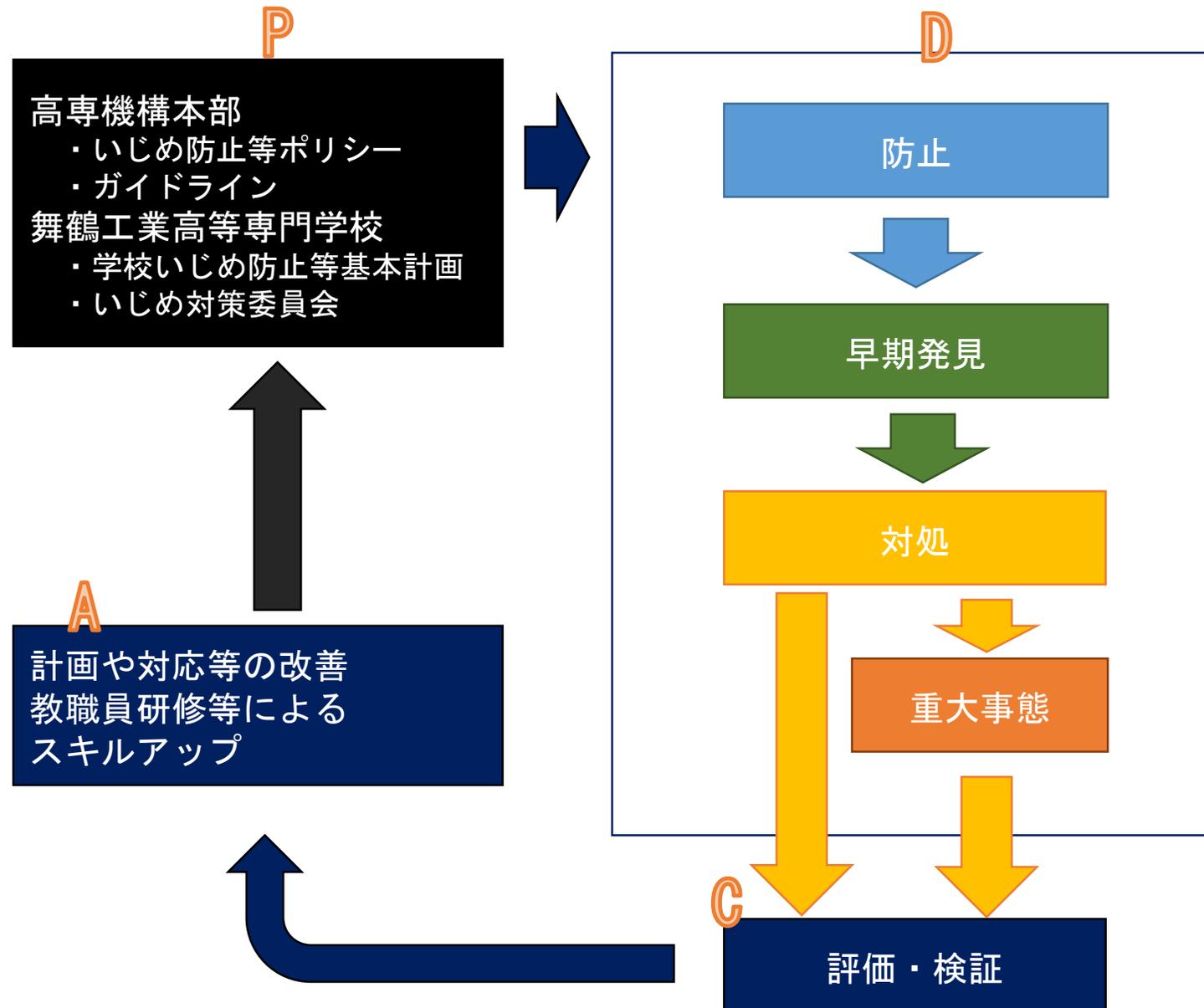
- ① 学校いじめ等防止計画に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、本計画の達成目標を設定し、これらの取り組みの実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかを把握し、これらを検証して必要な改善のための措置を講じる。
- ② 毎年、上記①の措置を高専機構本部に報告するとともに、ホームページにより公表する。

別紙「いじめ防止等の全体の流れ（PDCAサイクル）」

別冊1「学校いじめ防止プログラム」

別冊2「早期発見・事案対処マニュアル」

舞鶴工業高等専門学校 いじめ防止等の流れ (PDCAサイクル)



【防止】

- ・学生への道徳教育・人権教育・法教育
- ・担任・学寮・学生相談室を中心とした教職員全体での見守り、指導
- ・保護者、家庭、地域、専門家等との情報共有・連携

【早期発見】

- ・学生からの相談、通報
- ・アンケート、面談等による情報収集
- ・家庭等からの情報提供
- ・教職員による観察、気付き

【対処】

- ・被害者の安全確保、支援
- ・加害者の指導、支援
- ・双方の保護者との連携と支援
- ・専門家の活用
- ・高専機構本部への報告
- ・高専機構本部いじめ対応支援チームによる支援、助言、指導

【評価・検証】

- ・いじめ対策委員会による評価
- ・外部評価委員会等による評価
- ・高専機構による評価、監事監査
- ・高専機構学生支援専門部会による検証
- ・第三者委員会等による検証